

## 釧路市強靱化計画有識者懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定により策定する釧路市強靱化計画の改定に当たり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、釧路市強靱化計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、釧路市強靱化計画の策定に関わる協議及び助言を行う。

### (組織等)

第3条 懇談会は、委員5名以内により組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱された年度の3月31日までとする。

### (座長等)

第5条 懇談会には座長を置く。

2 座長は、市長からの指名による。

3 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

4 座長に事故のあるとき又は、欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 懇談会は、必要に応じ座長が委員を招集し開催する。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 懇談会は、委員を任命するにあたり、釧路市が支給する委員報酬について予算の範囲内において支給するものとし、その報酬基準については、この要綱に定めるところとする。

2 釧路市強靱化計画有識者懇談会の委員報酬の報酬額は、釧路市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第3項及び第4項の規定を準用する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総合政策部都市経営課企画担当が処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、2016（平成28）年11月4日から施行する。

この要綱は、2022（令和4）4月1日から施行する。